

### 事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)を準用し、事後審査型一般競争入札を次のとおり実施する。佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定を準用し、下記のとおり公告する。

令和8年4月23日

佐久市地域公共交通確保維持改善協議会  
会長 畠山 啓二

#### 1 入札対象業務

業務名 (発注課)	令和8年度 佐久市地域公共交通計画実行支援業務 (佐久市地域公共交通確保維持改善協議会事務局(環境部 生活環境課内))
業務場所	佐久市内
業務概要	令和8年度 佐久市地域公共交通計画実行支援業務一式
履行期間	令和8年5月8日から令和9年3月31日まで

#### 2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定を準用し、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント業務」のうち、「都市計画及び地方計画」又は物品購入等入札(見積)参加登録者名簿の「役務・業務3」(測定・調査)のうち、「社会調査」に登録があり、長野県内に本店又は支店営業所等があること。
- (4) 公告日から過去5年間に於いて、元請として地方公共団体や地域公共交通に係る協議会等での公共交通事業の実施に関する支援業務を受託した実績を有する者であること。

#### 3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年4月23日(木)から 入札日まで	・市ホームページへの掲載 ・佐久市環境部生活環境課(本庁3階)
入札参加申請受付	令和8年4月23日(木)から 令和8年4月28日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は 1 「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部。 2 過去5年間に於いて、元請として地方公共団体や地域公共交通に係る協議会等での公共交通事業の実施に関する支援業務を受託した実績を証する書類(契約書、仕様書の写し、その他業務概要の分かる書類)。 ・佐久市環境部生活環境課へ持参又は郵送により提出のこと。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、受付期間内必着とする。

設計図書等 の 入 手	令和8年4月23日(木)から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年4月23日(木)から 令和8年4月27日(月)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。(質問内容がわかるように具体的に記載すること) ・佐久市環境部生活環境課へ持参又はメールにより提出すること。
回 答 の 期 日	令和8年4月27日(月)以降	・佐久市環境部生活環境課より市ホームページにて回答する。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和8年5月1日(金) 午前11時00分から(郵送不可)	・佐久市役所本庁舎7階 702会議室
落 札 者 の 決 定 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。</li> <li>・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。</li> <li>・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応じた次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。</li> <li>・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。</li> <li>・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。</li> <li>・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。</li> <li>・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求められることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。</li> </ul>	
入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 提 出 に つ い て ( 落 札 候 補 者 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」</li> <li>・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市環境部生活環境課(佐久市役所3階)</li> </ul>	
入 札 結 果 の 公 表	・佐久市環境部生活環境課(本庁3階)において閲覧にて公表する。	

#### 4 入札事項等

入 札 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。</li> <li>・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</li> <li>・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること(必要に応じ提出を求める場合もある。)</li> <li>・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。</li> </ul>
低 入 札 価 格 調 査 制 度	・適用なし
最 低 制 限 価 格	・適用なし
入 札 保 証 金	・徴収する。ただし、佐久市財務規則第109条第1項第1・第2・第3号に該当する場合は免除する。
契 約 保 証 金	・契約額の100分の10以上徴収する。ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は契約保証金にかわる担保の提供とみなし、同上第3項に該当する場合は免除する。
前 払 金	・適用なし

中間前払金	・適用なし
部分払金	・佐久市財務規則138条の規定による。
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程別記入札心得第8条の規定による。

5 注意事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)の入札心得を準用するため、熟読の上、参加のこと。

6 担当部課(問い合わせ先)

公告及び業務の内容	佐久市地域公共交通確保維持改善協議会事務局(佐久市環境部生活環境課内) (長野県佐久市中込3056 ) TEL 0267-62-3094 FAX 0267-62-2289 Eメール seikan@city.saku.nagano.jp
-----------	--